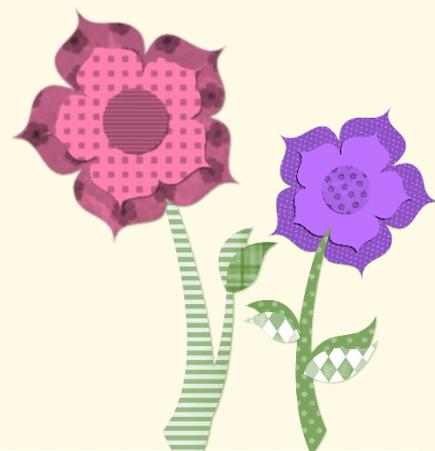


**鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画
概要版**

鈴鹿市

平成27年3月



★ 計画策定の背景と趣旨 ★

全国的に少子高齢化が進んでおり、若い世代における結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状の影響がうかがわれます。子どもは、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

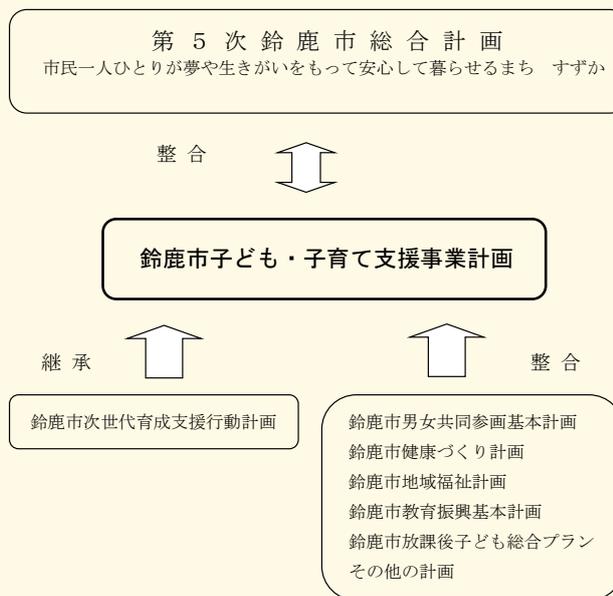
鈴鹿市においては、平成 17 年 3 月に「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を、平成 22 年 3 月には、「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、安心して子どもを産み育てることのできる魅力あるまちづくりを進めてきました。子育てをしやすい社会にしていくために、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」のもとで、① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 ③ 地域の子ども・子育て支援の充実を目指すため、子ども・子育て関連 3 法の一つである「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

そこで、鈴鹿市では、「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成 27 年度から 31 年度の 5 か年を計画期間とした「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

★ 計画の位置づけ ★

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村事業計画として位置づけ、策定にあたっては、上位計画である鈴鹿市総合計画や関連の分野別計画との整合を図りました。

また、鈴鹿市次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されることから、本計画に継承することとしました。



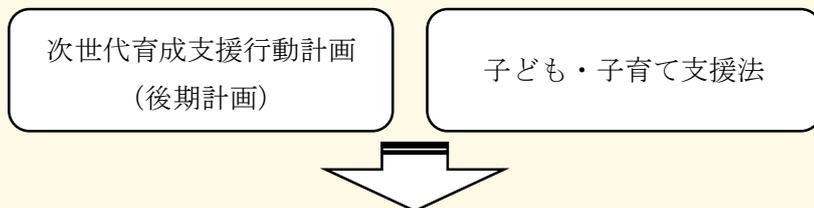
★ 計画の期間 ★

平成 27 年度～平成 31 年度の 5 か年を計画期間として設定しています。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
アンケート調査	事業計画（案）作成	事業計画対象年度				
計画策定期間						

★ 計画の基本的な考え方 ★

基本理念



◆◆ 鈴鹿市子ども・子育て支援事業の基本理念 ◆◆

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

保護者が子育てについて第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子育て環境をつくることのできるよう社会全体で協働して取り組むことが重要です。

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、将来の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざします。

♥ 4つの視点 ♥

子どもの健やかな育ちの視点

子どもの健やかな発達が保障されるよう、幼児期の人格形成を培う教育・保育が良質で適切な水準となるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

子育て家庭を支援する視点

子どもたち一人ひとりには、国籍、出生、性別等により差別されることなく権利が尊重され、障がい、虐待、貧困等様々な問題が解決され、健やかな育ちが保障されるよう、全ての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。

地域で支援する視点

社会を構成する家庭、地域、行政等が、それぞれの役割と責任を果たすことで、子どもの成長にとって良い環境が創設されるよう、社会全体で支援する視点に立った取組を進めます。

子育て環境の充実を図る支援

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、妊娠・出産期から切れ目のない支援をする視点で取組を進めます。

♡ 4つの基本目標 ♡

基本目標1 すべての子育て家庭をささえる支援の充実

- 施策目標
 - ・ 家庭における子育てへの支援
 - ・ ひとり親家庭の子育てへの支援
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援
 - ・ 外国人の家庭への子育て支援
 - ・ 働きながらの子育てへの支援
 - ・ 子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実

基本目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

- 施策目標
 - ・ 教育・学習による子どもの成長への支援
 - ・ 地域における交流等の充実
 - ・ 子ども自身による主体的な参加への支援
 - ・ 市民教育における次代の親としての成長への支援
 - ・ 子ども自身の声を聞く相談の充実

基本目標3 親と子の健康づくりの推進

- 施策目標
 - ・ 健康な子育てへの支援
 - ・ 子どもの健康のための支援

基本目標4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

- 施策目標
 - ・ 安全・安心な子育て環境づくり
 - ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - ・ 子育て支援についての意識づくり
 - ・ 地域における子育て支援の充実
 - ・ 仕事と生活の調和の実現

★ 事業量の見込みと確保方策 ★

◆ 教育・保育提供区域 ◆

本計画における提供区域の設定は以下のとおりとします。

- ア) 教育・保育提供区域
市域全体を1区域とする。
- イ) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域
教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とする。

◆ 量の見込みと確保方策 ◆

● 教育・保育事業量の見込みと確保方策

【1号認定】

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
量の見込み		2,163 人	2,115 人	2,100 人	2,079 人	2,098 人
確保方策	特定教育・ 保育施設	660 人	790 人	790 人	790 人	790 人
	確認を受け ない幼稚園	2,317 人	2,058 人	2,061 人	2,064 人	2,061 人

【2号認定】

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
量の見込み	本市	3,036 人	2,913 人	2,896 人	2,868 人	2,933 人
	四日市市	80 人				
教育ニーズ		293 人	287 人	284 人	281 人	284 人
保育ニーズ	本市	2,743 人	2,626 人	2,612 人	2,587 人	2,649 人
	四日市市	80 人				
確保方策	特定教育・ 保育施設	本市 3,063 人	本市 3,098 人	本市 3,098 人	本市 3,098 人	本市 3,098 人
		四日市市 80 人				
	確認を受け ない幼稚園	293 人	252 人	249 人	246 人	249 人

【3号認定 (0歳, 1・2歳)】

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
量の見込み	本市	1,549 人	1,570 人	1,555 人	1,538 人	1,515 人
	四日市市	50 人				
0歳児	本市	341 人	345 人	342 人	338 人	333 人
	四日市市	10 人				
1～2歳児	本市	1,208 人	1,225 人	1,213 人	1,200 人	1,182 人
	四日市市	40 人				
確保方策 特定教育・ 保育施設	本市	1,557 人	1,602 人	1,602 人	1,602 人	1,602 人
	四日市市	50 人				
0歳児	本市	343 人	353 人	353 人	353 人	353 人
	四日市市	10 人				
1～2歳児	本市	1,214 人	1,249 人	1,249 人	1,249 人	1,249 人
	四日市市	40 人				

●地域子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保方策

事業名	事業概要	量の見込み (上段)	
		確保方策 (下段)	
		平成 29 年度	平成 31 年度
時間外保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により保育時間の延長を行う事業です。	2,205 人	2,169 人
放課後児童健全育成事業	留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に余裕教室などで、適切な遊びや生活を提供する事業です。	1,575 人	1,606 人
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などで家庭において養育することが一時的に困難な場合に児童養護施設等において一定期間養育保護を行う事業です。	115 人日	115 人日
地域子育て支援拠点事業	3歳未満の児童及び保護者の育児、家事等の養育能力を向上させる	49,340 人回 10 か所	48,131 人回 10 か所

事業名	事業概要	量の見込み（上段）	
		確保方策（下段）	
		平成 29 年度	平成 31 年度
	ために支援を行う事業です。	平成 27 年度から 2 施設の増設予定であるため、確保可能となっています。	
一時預かり事業 （幼稚園）	地域子ども・子育て支援事業として保護者の子育てを支援するため、私立幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに実施する預かり保育事業に補助を行います。	8,030 人日	8,057 人日
一時預かり事業 （その他）	保護者の疾病等の緊急時や、就労形態の多様化に伴い家庭保育が困難となる場合等、保育所において一時的に児童を保育します。	3,574 人日 （15 か所）	3,537 人日 （15 か所）
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。	5,027 人日	4,852 人日
病児・病後児保育事業	児童が発熱等の病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。	1,036 人日	1,026 人日
利用者支援事業	児童や保護者が教育・保育施設の利用や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行う事業です。	0 か所	0 か所
妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用を助成し、必要な支援を行います。	22,837 人回	21,987 人回
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	1,785 人	1,726 人
養育支援訪問事業その他 要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	1,010 人	1,020 人

★ 緊急時・困った時の連絡先 ★

(**夜** …夜間に利用可 **休** …休日に利用可)

夜間・休日に利用できる診療所		電話番号	区分	診療受付時間	
内科・小児科	鈴鹿市応急診療所	059-382-5066	夜 休	平日	受付 19:00～22:00
				土曜日	受付 19:00～22:00
				日・祝日	受付 9:00～16:00 受付 19:00～22:00
歯科	鈴鹿市応急診療所	059-382-5066	休	日・祝日	受付 9:00～12:00 (ゴールデンウィーク、年末年始) 受付 9:00～16:00

虐待に関する相談等はこちらへ

鈴鹿市役所子ども家庭支援課	平日 8:30～17:15 電話番号 059-382-9140
三重県北勢児童相談所	平日 8:30～17:15 電話番号 059-347-2030

鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月 平成27年3月 発行・編集 鈴鹿市 保健福祉部 児童保育課
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
電話 059-382-7606
FAX 059-382-7607